

大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金交付要綱 新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="297 395 909 421">大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="120 469 383 494">(補助金の交付の条件)</p> <p data-bbox="107 501 943 526">第6条 補助金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるものとする。</p> <p data-bbox="107 533 1104 590">(1) 受領した補助金は授業料等減免対象の<u>学生</u>の授業料等（授業料及び入学金をいう。）に充てなければならない。</p> <p data-bbox="107 596 1104 686">(2) 補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、補助金の授受に関するすべての関係書類とともに補助金を受領した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。</p> <p data-bbox="107 692 1104 750">(3) 事業の執行状況に関する調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。</p>	<p data-bbox="1328 395 1939 421">大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1144 469 1406 494">(補助金の交付の条件)</p> <p data-bbox="1131 501 1966 526">第6条 補助金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるものとする。</p> <p data-bbox="1131 533 2128 590">(1) 受領した補助金は授業料等減免対象の<u>生徒（以下、「対象生徒」という。）</u>の授業料等（授業料及び入学金をいう。）に充てなければならない。</p> <p data-bbox="1131 596 2128 686">(2) 補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、補助金の授受に関するすべての関係書類とともに補助金を受領した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。</p> <p data-bbox="1131 692 2128 750">(3) 事業の執行状況に関する調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。</p>

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から施行し、令和8年度の事業から適用する。